

平成17年西東京市教育委員会第12回定例会会議録

- 1 日 時 平成17年12月27日(火)
開会 午後2時00分 閉会 午後2時21分
- 2 場 所 保谷庁舎 防災センター6階講座室2
- 3 付議事件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 委 員 長 竹尾 格
委員長職務代理者 大後 みき子
委 員 角田 富美子
教 育 長 宮崎 美代子
- 5 出席職員 学 校 教 育 部 長 村野 正男
学校教育部副参与兼教育庶務課長 二谷 保夫
学校教育部副参与兼学務課長 富田 和明
指 導 課 長 大町 洋
統 括 指 導 主 事 中村 豊
学校教育部副参与兼教育相談課長 長澤 和子
生 涯 学 習 部 長 名古屋 幸男
社 会 教 育 課 長 宮寺 勝美
生涯学習部副参与兼スポーツ振興課長 富所 利之
生涯学習部副参与兼保谷公民館長 島崎 隆男
中 央 図 書 館 長 小池 博
- 6 事務局 教育庶務課庶務係長 白井 清美
教育庶務課庶務係主査 大和田 順子
- 7 傍聴人 3人

平成17年西東京市教育委員会第12回定例会議事日程

日 時 平成17年12月27日（火） 午後2時から

場 所 西東京市防災センター6階講座室2

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 議案第58号 西東京市社会体育施設使用料の適正化について（諮問）

第 3 請願第3号 小・中学校教科書採択にあたって教科書の「絞り込み」を完全撤廃する陳情

第 4 協議事項 （1）東京都教育委員会が実施する、児童・生徒の学力の向上を図るための調査結果の公表について

〔指導課長〕

第 5 報告事項 （1）西東京市スポーツ施設の指定管理者の指定について

〔スポーツ振興課長〕

（2）西東京市障害児教育検討懇談会意見書「通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置の検討について」

〔学務課長〕

第 6 その他

西東京市教育委員会会議録

平成 17 年第 12 回定例会
(12 月 27 日)

午後 2 時 0 0 分 開 会

議事の経過

竹尾委員長 ただいまから平成17年西東京市教育委員会第12回定例会を開会いたします。
これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。本日は大後委員にお願いいたします。

竹尾委員長 日程第2 議案第58号 西東京市社会体育施設使用料の適正化について、を
議題といたします。提案理由の説明を求めます。

宮崎教育長 議案第58号 平成17年度西東京市社会体育施設使用料の適正化について、
の提案理由を御説明申し上げます。

西東京市社会体育施設使用料の見直しを、西東京市使用料等審議会へ諮る必要が生じたた
めに提案をするものでございます。よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上
げます。詳細につきましては、事務局より説明いたさせます。

富所スポーツ振興課長 それでは、西東京市社会体育施設使用料の適正化についての諮問に
ついて、教育長に補足して御説明させていただきます。

はじめに議案の差しかえ、また追加資料としてスポーツ施設の一覧（有料・無料の別）、
近隣市施設使用料単価等の比較表、第1体育室団体使用、個人使用の提出をさせていただきます
ので、よろしくをお願いいたします。

それでは、使用料の適正化について、今までの経過説明と前提条件がございますので、そ
れについて御説明させていただきたいと思っております。

使用料算出に当たっては、平成15年7月に本市の方針として示されました使用料・手
数料等の適正化に関する基本方針によりまして、使用料決定の基本的なルールが定められてい
るところでございます。

基本的なルールは4点ございまして、まず1点目は、使用料に係るサービス原価計算を行
う。第2点目は、原価計算結果をサービス内容により公費負担と受益者負担の割合により案
分を行う。体育館は公費と受益者の負担割合をおおむね半々とすべきと、なっているもので
ございます。そのようなために負担割合を50%としているところがございます。また、プ
ールとトレーニング室は民間でも供給されており、行政と民間が競合するサービスでもあり、
主に受益者負担とすべきとしていることから、受益者負担割合を100%としているところ
でございます。3点目は、近隣自治体の状況、類似施設の状況を考慮するものでござい
ます。4点目としては、既存施設として既に使用料が設定されている施設については、現行使用料
の1.5倍を上限相当額とするものでございます。このようなルールに基づきまして、使用料
の適正化を行うものでございますが、スポーツ施設の現況を御説明させていただきますので、
本日追加資料として提出させていただきました、スポーツ施設一覧（有料・無料の別）をお
開きください。3ページ目になるかと思っておりますが、スポーツ施設一覧（有料・無料の別）で
ございます。

スポーツ施設の現況としましては、一覧表ではスポーツセンターから芝久保第二運動場ま
で、体育館関係とグラウンド関係の施設内容と使用料の有料・無料施設をあらわしているも

のでございます。体育館関係はすべて有料でございます。グラウンド関係については、上の方から、東町テニスコート、ひばりが丘運動場、一番下の芝久保第二運動場のテニスコートについては有料となっておりますが、その上の向台運動場をはじめ、無料になっている施設が何施設かございます。使用料の適正化を行う対象施設は、西東京市スポーツセンター、西東京市総合体育館、西東京市武道場の3施設でございます。団体使用と個人使用について適正化を図るものでございます。

それでは、資料の使用料算出表、今回差しかえさせていただきました2ページ目でございますが、それに基づきまして説明させていただきます。

はじめに、スポーツセンターをモデルとして御説明させていただきますと、団体使用できる施設は、施設名称欄のように第1体育室の全面・半面、第2体育室の全面、温水プールのコース貸し。会議室であります。そのほか裏面になるかと思っておりますが、個人で使用できる施設はトレーニング室、温水プール、ランニング走路等があります。個人使用については後ほど説明させていただきたいと思っております。

それでは、使用料算出表によりまして具体的に説明させていただきたいと思っております。

今御説明しましたスポーツセンターについて、第1体育室を例にとらせていただきますと、上段に団体 / 1日12時間分という形で、団体使用で1日を使用した場合の使用料が算出されているものでございます。表に沿って御説明しますと、については現行使用料。これについては、縦に見ていただきますと、現行の使用料が記載されてございます。2番目が現行使用料のそれをもとにしまして、それぞれの持っている施設で割り返していただきまして平米単価を出してございます。それで、については原価計算。これについては、それぞれの施設が持っている平米単価に原価計算単価を掛けまして、原価計算結果としてその施設の原価計算を出しているものでございます。これが第1体育室の全面であれば1日使用して原価計算上は10万4,152円という数字になります。先ほど御説明させていただきましたように、体育施設の負担割合は折半でございますので、おおむね50%という形で割合を示しております。

次の理論上の適正額、掛ける でございますが、これは負担割合を掛けまして5万2,076円という数字になります。そして、先ほども御説明しましたが、現行有料化をされている施設につきましては、おおむね1.5倍を上限と考えるということで、相当分という形で、1.5倍相当をこの中で計算上出してございます。そのようなルールがございまして、それを参考にして1日の使用料については相当額に近い数字ということで3万400円 400円ほどオーバーになりますが、これは下段の方に示してございますが、1日の使用は3時間単位の4区分で分かれてございます。そのような形の積み重ねの中で、おおむね3万円に近い数字ということで、3万400円を改正使用料の案とさせていただいているものでございます。

その右手に改正使用料の案の平米単価が31円43銭という形で記載してございますが、これは今年の第1回の臨時会の際にお示した数値だと思っております。そのときに御審議いただきました南町スポーツ・文化交流センター、もう既に有料化されてございますが、その施設については、平米単価35.06円という単価で、新たな使用料を算定させていただいてい

るところでございます。一応比較表でございますので、参考にしていただければと思います。

あと10市の平均平米単価が22円70銭でございます。これについては、ここで各市で改正の動きが出てきてございますが、これはおおむね昨年度の実績数値によるものでございます。このような形で1日を求めまして、先ほども説明しました3時間単位の4区分、午前、午後Ⅰ、午後Ⅱ、夜間という形で分かれてございますので、そのすべての4分の1の使用料が3時間単位の区分の使用料ということで、現行使用料5,000円について、改正案としましては7,600円を予定しているものでございます。

ちょっと説明が漏れましたが、1日の単価3万400円については全面使用でございます。体育館については全面使用と半面使用がございますので、半面使用についてはすべて半額。具体的に言いますと、改正額は3万400円の半額の1万5,200円という使用料の改定をしたいと思っているところでございます。

内容としては各施設とも原価を求め、負担割合、理論上の適正額と改正上限額を加味した改正使用料の案を算出しているものでございます。

そのようなことで、次の第2体育室でございますが、第2体育室については、1日をモデルにしますと、1日5,600円のところを改正使用料としては8,400円を予定しているところでございます。第2体育室も区分については同じでございますので、1日4区分ということで、現行1,400円に対して、予定額では2,100円を改正予定しているものでございます。

あとスポーツセンターについては、温水プールがございますので、温水プールについては個人使用と団体使用がございます。こちらに記載しているのは団体使用ということで、コース貸しの料金を設定しているところでございます。内容については先ほどと同じような形で原価計算を求めている中で、現行が1万5,000円の1日1コースの使用料については1万8,000円を改正案として考えているところでございます。この辺については、改正上限額1.5倍もありますが、おおむね理論上の適正額に近づけているものということで、この辺の理由については近隣市の状況を考慮しているものでございます。1コース2時間単位で御利用していただいているところですが、現行2,500円に対して同じようなルールに基づきまして3,000円を改正案としているものでございます。

あと会議室についても1日4,000円の現行使用料につき、改正上限は6,000円でございますが、市内の会議室等の状況を加味しまして、上限が1日4,800円でございます。1日1区分については、1,000円について1,200円の改正を行いたいと思っているところでございます。

総合体育館については、第1体育室、第2体育室、会議室が1・2とございます。その中で第1体育室について、これもスポーツセンターと同じように全面・半面使用がございますので、全面を対象として御説明させていただきますと、現行の使用料が1万6,800円のところ、原価計算結果では10万3,296円という数字がはじき出されております。それに負担割合を掛けまして、理論上の適正額は5万1,648円となります。ただし、ここは現行の使用料がございましたが、その上限として1.5倍は2万5,200円という数字がはじき出されます。これもスポーツセンターと同じように、近隣の状況等を加味する中、または

4区分等の積み上げの中で2万5,600円という改正使用料を予定しているところがございます。半面については1万2,800円でございます。各区分については現行4,200円でございますが、これについてはちょっと事情がございます、総合体育館についてはさきのスポーツ条例を改正させていただくときに4区分にさせていただいたところがございます。ただ、夜間料金的なものが従来からありまして、料金改定ができなかった中で、時間割合で夜間3時間6,000円という数字をスポーツ条例の中では設定させていただいたところがございます。今回全面的改正ということもございまして、区分につきましては、原価計算が2万5,824円の理論上の適正額1万2,912円でございますが、現行の6,300円をおおむね基準といたしまして、1日4区分を平均的にならしまして6,400円という形で改正させていただければという形で案をつくらせていただきました。

あと第2体育室についても現行使用料4,200円のところ、ルールに基づきまして6,400円の改正案を示させていただいたものでございます。

あと会議室1、会議室2については現行の使用料が記載されてございません。これについては、スポーツ条例の中でも総合体育館の施設という形で位置づけをさせていただいているところだったんですが、従来から無料施設という位置づけの中で運営されてございましたが、ここで市内体育館とのバランス等を考慮しながら応分の負担をお願いするために有料化を図っているものでございます。それによって原価計算を求めまして、おおむね理論上の適正額に近い数字ということで、1日では3,200円を改正使用料としているところがございます。第2会議室についても同じように無料施設でございましたが、1日1,600円の使用料を算出させていただいているものでございます。

それでは、裏面の方にお移りいただければと思います。

3施設目の武道場でございますが、武道場は多目的ホール、剣道場、柔道場という施設が3施設ございますが、ここにつきましては、今まで設立された当初、施設の大きさは違うんですが、各施設同一料金で設定されてございました。そのような経緯もございまして、今回の改正の中でも同一料金を設定させていただいているところがございます。その中で、多目的ホールをモデルにさせていただきますと、現行6,400円のところ、原価計算については1万8,064円でございますが、負担割合は50%でありますので9,032円。おおむね上限額としては9,600円ではありますが、理論上の適正額と改正上限額を加味する中で、8,000円という形で改正案を出させていただいているところがございます。各区分についてはそれぞれ2,000円というような形で、同じような方法で3施設について1日8,000円という同一料金で設定させていただいているところがございます。

それでは、2番目の個人使用について御説明させていただきます。先ほどもちょっと触れましたが、スポーツセンターで個人使用できる施設については、第1体育室、第2体育室が個人開放という形で、例えば卓球、バレー、バドミントン、バスケットというような形で個人で来られても利用できるような形で個人開放事業を行ってございます。それとトレーニング室については当然個人で御利用いただくと。温水プールについては、先ほどの団体使用以外に、個人で御来場いただきながら御利用できる施設でございます。あと、ランニング走路というものが第1体育室の上層部分に近いところにございまして、個人でもランニングする

ことについて御利用いただけるというような施設でございます。

総合体育館については、第1体育室、第2体育室については、先ほどスポーツセンターで御説明しました個人開放事業をやってございます。それとトレーニング室については、同じような理由で個人が御利用いただけるところです。武道場については多目的ホール、これは具体的に申しますと、弓道場がこの建物の中に併設されてございますので、多目的ホールの中で弓道の練習を個人でやるということの開放を行っておりますので、その辺のところ個人開放事業等を含めて個人料金を設定させていただいております。

具体的にスポーツセンターの方から御説明申し上げますと、開放事業については現行200円のところ、各施設の原価計算でございますが、今まで説明したから、今回個人開放事業を行う上での定員数を基礎としまして1人当たりの原価を求めたところ、第1体育室を例にとりますと542円でございます。これを求めた一つの根拠としましては、当然体育館の半面でございますが、卓球を例にとりますと、12台を二人で利用した場合、24人利用できるということで、それを割り返したものが542円でございます。それに付き負担割合等を加味する中で271円。また、現行が200円でございますが、上限300円まで、1.5倍で上限相当額があるところでございますが、この中で見ていただけるとわかるんですが、要は床、アリーナ等を利用していただく施設については、今までの現行使用料の中でスポーツセンターは200円。あと総合体育館では250円。武道場では200円というような形で、これは旧市の状況がまだ反映されているところですが、市民については同じような料金で御利用いただきたいということで、トレーニング室、温水プール等、ランニング走路を除いた以外は、原価計算上のこともありますが、すべて同じ金額で同一料金で設定させていただいているところでございます。

それとトレーニング室でございますが、原価計算をする中でおおむね321円という数字が出てくるところでございますが、現行の200円に1.5倍の上限はいっぱいでございますが、今回は300円を想定させていただいているところでございます。これについては、おおむねトレーニング室は22人程度利用できるということで、その辺のところを根拠としているところです。

それとあと温水プールでございますが、これは個人利用ということで、以前300円の料金が設定されているところでございますが、原価計算する中で、おおむね400円に近い数字が出て384円でございますが、現行の1.5倍ということで、450円まで上限があるところではありますが、他市との状況を見る中で400円ということに設定させていただいているところです。

そのような理由で、おおむね統一された料金を設定させていただいているところですが、トレーニング室については、総合体育館のトレーニング室についても同じ料金で300円というような設定をさせていただいているところでございます。子どもの利用については現行50円でしたが、ちょっと上げ幅が多くなりますが、100円でおおむね統一をさせていただいているところでございます。雑駁でございますけど、以上の説明で終わらせていただきますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

角田委員 説明はよくわかりました。そこで、ちょっと伺いたいのですが、やはり同市で同じような料金でというところでちょっとひっかかったのですが、スポーツセンターと総合体育館の体育室の金額が7,600円と6,400円という、現行使用料が基礎にはなっておりますけれども、これでいくと永久に同市で同じような料金ではいかないのではないのでしょうか。ですから、上限が1.5倍であればもうちょっと下げるとかというふうなことができなかったのかな、というのが素朴な疑問でございますが、ちょっと御説明ください。

富所スポーツ振興課長 できれば、1施設を御使用いただくときには同一料金が一番市民にはわかりやすくてよろしいかとは思いますが、ランニングコストの中で見られるように、スポーツセンターについては冷暖房完備しているということと、総合体育館については、第2体育室は冷暖房が入っておりますが、第1体育室については空調設備がないというようなことでもございますので、その辺を加味する中で若干料金に差をつけさせていただいたということで御理解いただければと思います。

竹尾委員長 よろしゅうございますか。ほかにございますか。

大後委員 総合体育館の第1体育室と第2体育室の場合に、昼間の利用の方がかなり大幅に値上げになってしまうんですが、先ほどちょっとおっしゃったかと思うんですけど、この辺をもう一度説明してください。

富所スポーツ振興課長 これについても、まず基本としては原価計算を行っているということと、先ほどちょっと御説明させていただきましたが、第1体育室については、午前中が1区分、午後が1区分、夜間が1区分という形で1日3区分の料金設定させていただいておりましたが、今回の指定管理者の関係のスポーツ施設条例の中で1日4区分にさせていただいた経緯がございます。そういう中で、夜間料金については夜間料金システムがありまして、どうしても値下げができなかった部分があるということもありまして料金差がございました。今回は、1日についてはすべて均一料金で設定させていただいたところでございますが、上げ幅的には比較的上限いっぱいということでございます。これについては4,200円の1.5倍ということでございますので、スポーツセンターの上げ幅は内容的にはそう変わらないのではないかな、という感じで受けとめているんですが、そのように御理解いただければと思うんですが。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、議案第58号 西東京市社会体育施設使用料の適正化について、は原案のとおり可決されました。

竹尾委員長 日程第3 請願第3号 小・中学校教科書採択にあたって教科書の「絞り込み」を完全撤廃する陳情、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

村野学校教育部長 それでは、請願第3号につきまして御説明をいたします。

本請願の趣旨でございますが、陳情書にもございますように、西東京市立小・中学校教科

用図書採択事務要綱第5、これは教科用図書調査部会についての規定でございますが、この6項の記述が、いわゆる絞り込みに当たるので撤廃せよとのことであろうと思います。

この絞り込みについてでございますが、東京都教育委員会は、平成13年2月8日付をもって、教科書採択事務の改善について（通知）を都教育長名で発し、その中の1項目に、各教育委員会は採択要綱、あるいは要領等の中に採択権者である教育委員会の決定に先立ち、教育委員会の下部機関が採択すべき教科書の候補を1種または数種に限定する、いわゆる絞り込みの規定があるときは速やかにその規定を改正し、採択手続の適正化を図ることと、こんな表記をしております。そこで、西東京市の教育委員会の採択事務要綱第5第6項これは教科用図書調査部会の記述でございますが、既にお手元にお配りしています採択事務要綱を御覧いただきたいんですが、ここの第5、第6項でございますが、ちょっと読んでみますと、部長は、選定委員会からの調査依頼に応じて、教科用図書について調査研究し、各教科・種目ごとに全種類の調査部会調査資料を作成するとともに、各教科・種目ごとに3種の教科用図書を推薦し、選定委員会に報告する、とあります。御承知のように、教科用図書調査部会は、教科用図書選定委員会に置かれる専門的な事項を調査研究する機関であり、教育委員会の下部機関であることは間違いありません。陳情者はこの調査部会が選定委員会に報告する際、3種の教科書に限定するいわゆる絞り込みを行っているとは主張しているものと**思料**されます。しかしながら、事務局といたしましては、先ほど原文を読み上げましたように、3種の推薦はいたしますが、必ずしも3種の教科書のみではなく、全種の調査資料を作成し報告をしているもので、いわゆる絞り込みとの認識は今までは持っておりませんでした。

なお、陳情書の冒頭部分にあります平成16年5月10日付の請願第6号は、平成16年6月29日の第6回定例会におきまして趣旨採択されておりまして、これは同年の5月27日 第6回定例会の1カ月ほど前でございますが に、同採択事務要綱第4第10項、これは選定委員会の件について記載された事項であります。原文を読み上げますと、選定委員会は、各教科・種目ごとに2種の選定委員会報告書を作成し、調査部会報告書及び各教科・種目ごとに全種類の調査部会調査資料を添えて教育長に答申するとあったわけですが、この文中の「2種」を削るとの改正を行ったことから趣旨採択としたものであります。

説明は以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 今ので大体わかったんですけども、もう一度確認のために、今回の採択の手順を説明していただきたいんですが。

中村統括指導主事 この事務要綱にもございますけれども、本市の場合は三つの調査部会が、調査資料の作成を行っているところであります。一つは学校別図書研究会。これは各学校が全教科全種目について調査研究をして教育長に提出するものであります。第2段階は、今お話が出ている教科用図書調査部会でございます。これは全教科全種目の調査研究と、そして全教科全種目ごとに3種の推薦書を選定委員会へ報告するという役割でございます。それから、最後に三つ目の教科書選定委員会がございます。ここでは全種目全教科に対しまして調査研究をいたしまして、その報告を教育長へ答申すると。このような三つの段階で調査資料が上がってきました。

以上でございます。

竹尾委員長 ほかにございますか。

角田委員 調査部会の報告の仕方について質問したいんですけれども、3種のための報告を上げていただいているとは思いますが、3種のものだけを上げていただいていると思っております。

中村統括指導主事 御指摘のとおりでございます。様式が異なっておりますけれども、3種類の推薦書と、そして全種類の調査報告書というところで報告をいただいているところでございます。以上です。

竹尾委員長 ほかにございますでしょうか。

大後委員 その報告書を私たちも拝見しているわけですが、その調査部会の構成メンバーですが、それをもう一度確認したいんですが。あと役割をもう一度お願いします。

中村統括指導主事 まず選定委員会の役割でございますけれども、これは専門的な調査研究を行うために選定委員会を構成していただいているものでございます。構成員でございますけれども、各学校から教科の代表1名、いわゆる教科の専門家という形になると思うんですが、西東京市の場合は中学校が9校でございますので、例えば数学は各校から1名で計9人集まるのが基本的な構成員でございます。そこで、各学校の代表者が集まって教科書の調査研究をするというような流れになっているところでございます。以上です。

竹尾委員長 ほかに。

大後委員 今お答えいただいたのは、教科用図書調査部会の役割ですね。

中村統括指導主事 さようでございます。

大後委員 ちょっと最初に選定委員会とおっしゃったかなと思ったんですけど。

中村統括指導主事 失礼いたしました。調査部会の構成メンバーと役割でございます。訂正いたします。

竹尾委員長 ほかにございますか。

角田委員 近隣市の状況等を教えてください。

中村統括指導主事 私ども近隣の教科書採択要綱の調査をさせていただきました。具体的に申し上げますと、小平市、東久留米市、清瀬市、東村山市の要綱を取り寄せまして比較検討をさせていただきました。どの市も途中の調査の段階で何種類という記述はございませんで、全種類どの部会でも調査を行っている、これが実態でございます。以上です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより討論に入ります。

大後委員 なかなか、この採択事務要綱を何回も読まないといけないぐらいわかりにくいところが少しあったんですけども、大体今の説明でわかりました。確認しましたけれども、私たち実際に採択を先だ行って行ったわけですが、私たちの場合、全教科書を家に送っていただいているので、全くさらの状態から検討したものですから、自分たちそれぞれの仕方、ノートなどに自分なりのまとめをして、その後、調査部会とか選定委員会からいただいた資料を見比べながら、あ、やっぱり同じような御意見が出ているんだとか、あ、ここは同じ考えでよかったかというふうに、私たちもその資料を大変参考にさせていただきましたし、心強かったと思いましたので、なかなかこの流れはよかったかなというふうには感じていま

たけれども、どうでしょうか。

角田委員 今回の採択では本当に相当時間をかけて、私どもすべての教科書について勉強いたしました。そしてその上で採択に臨んだわけです。ですから、どの部会からも全種類の報告書がありましたし、それもすべて見させていただきました。それぞれの部会でどういう観点で見られたかということ参考にはさせていただきましたが、とにかくもうこれだけやったというのがありますので、絞り込まれたという、その中から採択した覚えとか認識は全くありません。

竹尾委員長 ほかに何か御意見ございますか。

大後委員 私も全く同感ですけれども、先ほども申し上げましたが、この事務要綱というのはなかなか難しいというか、ちょっと私など混乱するのは、部会ごとに、条文じゃなくて何て言うんでしょうか、説明が実際の流れの順番に書かれているわけではないので、ちょっと頭の中で整理しながら読んでいかなくちゃいけない部分があって、なかなか理解しがたい部分もあるかなという気もしますし、市民の方たちの中にも誤解を招く部分もあるようですから、やはりここはもう少し考えた方がいいかなというふうには思います。事務局としてはどのようにお考えなのか伺いたいたんですが。

村野学校教育部長 討論の最中でございますが、御質問でございますので御答弁をいたしますが、やはり事務要綱をめぐりまして、今回の陳情のように、市民の間で絞り込みが行われているというような誤解があるとすれば、事務局の意図するところではありませんので、改正の方向で検討していきたいと考えております。

竹尾委員長 御意見ありましたら、どうぞ。

角田委員 事務局の方でそのような対応であれば、私はこの陳情は趣旨採択でいいんじゃないかなと、そのように思います。

竹尾委員長 今御意見が両委員から出ましたが、ほかに討論はございませんか。 討論なしと認めます。

これより本議案を採決いたします。

〔賛成者挙手〕

全員賛成。よって、請願第3号 小・中学校教科書採択にあたって教科書の「絞り込み」を完全撤廃する陳情、は趣旨採択と決定いたしました。

竹尾委員長 日程第4 協議事項(1)東京都教育委員会が実施する、児童・生徒の学力の向上を図るための調査結果の公表について、を議題といたします。

協議事項(1)の平成16年度実施(平成17年度公表)の「児童・生徒の学力の向上を図るための調査結果」の公表について及び(2)の平成17年度実施(平成18年度公表)の児童・生徒の学力向上を図るための調査結果の公表についての説明を受けます。

宮崎教育長 協議事項(1)東京都教育委員会が実施する、児童・生徒の学力の向上を図るための調査結果の公表につきまして御説明申し上げます。

西東京市教育委員会は、教育目標を受けまして、平成15年度に行われた、東京都教育委員会児童・生徒の学力の向上を図るための調査結果を、学校別一覧表にして、平成16年7

月に広報西東京の教育に掲載し、公表いたしました。本年度につきましては、東京都教育委員会の正式な公表が平成15年度に比べ半年以上おくれたため、西東京市教育委員会の教育目標に記された意義を踏まえ、本調査結果の学校別一覧表の公表の仕方・意義について検討、協議をお願いするものでございます。詳細につきましては事務局より御説明いたさせます。

大町指導課長 それでは、これまでの経緯について説明いたします。

まず、教育目標の基本方針4の(6)で次のように記されております。東京都教育委員会の実施する学力向上を図るための調査を、基礎的・基本的な学習内容の定着度を把握する重要な機会と位置付け、この分析結果を積極的に公表する。各学校は、調査結果に基づく授業改善推進プランを作成し、実証・改善していく授業改善サイクルを確立することにより、児童・生徒の学力向上を推進する、とあります。学校における教育内容の充実を図るためには、市民や保護者の方々の理解と協力が必要であり、調査結果、すなわち実態を把握していただくことにより、授業改善推進プランの理解や学力向上に向けての取り組みの一層の充実につながっていくと考え、平成16年度は、6月10日の東京都教育委員会の公表を受けまして、学校別の調査結果一覧表を同年7月の広報西東京の教育で公表いたしました。それを受けまして各学校は、9月1日に授業改善プランを策定いたしました。しかし、本年度は、東京都教育委員会の公表が昨年度よりも半年以上、すなわち12月15日に行われたため、各学校では本調査の暫定結果と、ふだんの指導から9月1日に授業改善プランを作成いたしました。また、広報西東京の教育には、11月に市全体の傾向と考察を掲載いたしました。以上でございます。

竹尾委員長 説明が終わりました。質疑を受けます。

大後委員 学力向上を図るための調査ということではいろいろと御説明が今ありましたけれども、私たちも実際に各学校でおつくりになった授業改善推進プランなどを、すごく熱心につくってくださっているのを拝見したり、それをもとに授業を一所懸命してくださっているのを拝見してとてもよかったかなと思っておりましたが、平成16年度の東京都教育委員会の公表時期と、それから西東京の教育での公表、それから授業改善プラン作成の期間について、平成16年度の場合をもう一度簡単に説明してください。

大町指導課長 それでは、平成16年度の公表について説明いたします。

まず6月10日、東京都教育委員会から公表がありました。それを受けまして、本市では7月20日西東京の教育の紙上で、学校別結果一覧とともに市全体の傾向と考察を掲載いたしました。それを受けまして、各学校は夏季休業中に授業改善プランを作成いたしまして、9月1日に、私ども教育委員会に提出していただきました。経過は以上でございます。

竹尾委員長 ほかに御質問、または御意見ございますか。

大後委員 大体今の流れがはっきりしましたけれども、今年度はもう既に、先ほど申し上げました授業改善推進プランというのが各学校ででき上がっているようですけれども、その他の東京都教育委員会からの公表などがおくれたので、もう一度、今年度の時間的な経緯を教えてください。

大町指導課長 それでは、本年度の経緯について御説明いたします。

まず6月9日、都がデータを公表いたしまして、私ども教育委員会を通じて各小中学校へ

データを配付いたしました。しかしながら、データを配付した後に採点ミス等が見つかりまして、6月21日、東京都は小中の個人票の配付を凍結いたしました。すなわちすべてのデータの公表がこの時点でストップされました。その間、都教委はもう一度解答用紙等を精査いたしまして、8月26日、私どもの指導主事に対しまして結果処理説明会を行い、各学校へ新たなデータを配付いたしました。これは新たなデータでございますけれども、この後もまだミスが見つかる可能性があるということで、この時点では公表という形ではありませんでした。それを受けまして、私ども教育委員会の方は市全体の傾向を考えておりました。各学校は9月1日、今までのデータと学校の授業から把握した実態をもとに授業改善プランを作成し指導課に提出いたしました。9月5日、都市室課長会というのがありまして、その会で都指導部より、ミスのあった部分の説明と正式な数値の公表は恐らく年末になるであろうというお話がありました。私どもの方としましても、市全体の傾向は大きく狂うことはないということで、11月1日付の西東京の教育で、市全体の傾向と考察を掲載いたしました。そこで、このたび12月15日、東京都教育委員会より今までのものをすべて修正した確定値であるデータが公表された次第でございます。以上でございます。

竹尾委員長 ほかにございますでしょうか。

角田委員 本年度はこのように公表が大変おくれておりますけれども、市民の皆様からの問い合わせはどうでしょうか。

大町指導課長 今のところ特にはありません。

角田委員 既に学校独自に公表しているところがありますね。この対応はどうなるんですか。

大町指導課長 確かに学校によって既に公表している場合があります。これはあくまでも11月1日付というただし書きをもって公表しているものでございます。しかしながら、今回正式に公表されたものと数値の差異はほとんどありませんでした。このことは市民に広く公表したことにはなりません。教育内容の充実を図るために保護者、地域の方々に理解と協力が得られる取り組みであると考えます。ちなみに、現在私どもで調べましたところ、学校便り等で数値を公表している学校は7校、ホームページ上に数値を公表している学校は2校でございます。以上でございます。

角田委員 今から公表すると事務局ではどんな方法になるのでしょうか。また時期はいつになりますか。

大町指導課長 例年どおり西東京の教育で掲載するとなりますと、2月1日付発行の西東京の教育での掲載になります。しかし、紙面づくりの関係から、現状では非常に厳しい状況でございます。東京都の正式な公表日が12月15日であったため、これまでと同様の対応はできかねます。方法としまして考えられるところでは、市のホームページや情報公開コーナーになると思います。時期といたしましては、これからデータなどをもう一度私どもの方で確認して原稿を作成いたしますと、約1カ月はかかりますので、それからの公表となります。以上でございます。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

これより、平成16年度実施の「児童・生徒の学力の向上を図るための調査結果」の公表について、お諮りします。

このことにつきましては、本年度は各学校とも、先ほどの御説明にありましたように、暫定値ではありますが、調査結果をもとにして既に授業改善推進プランを作成していることから、西東京市教育委員会としては、学校別に公表しないということによろしいでしょうか。

御異議がないようでございますので、よって、平成16年度実施の「児童・生徒の学力の向上を図るための調査結果」については、学校別に公表しないということにいたします。

次に、平成17年度実施の「児童・生徒の学力の向上を図るための調査結果」の公表についてお諮りをいたしますが、このことにつきましては、東京都の正式な公表が本年度は大分問題がございましたが、平成16年度と同様にきちっと行われる場合には、西東京市の教育目標に従って、各学校の調査結果を学校別に公表するということによろしいでしょうか。

御異議ございませんか。御意見も聞かないで私が諮ってしまいましたが、御異議もないようでございますので、よって、平成17年度実施の「児童・生徒の学力の向上を図るための調査結果」の公表につきましては、東京都の正式な公表が平成16年度と同様に行われる場合には、そういう条件をつけて、各学校の調査結果を学校別に公表するということになしたいと思っております。

よろしゅうございますか。どうもありがとうございました。

竹尾委員長 日程第5 報告事項(1)西東京市スポーツ施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

富所スポーツ振興課長 報告事項の西東京市スポーツ施設の指定管理者の指定について御説明いたします。

教育委員会第3回臨時会において、保谷地域のスポーツ施設を財団法人西東京市文化・スポーツ振興財団を2年間特命指定として指定管理者とするため、西東京市スポーツ施設条例の一部を改正する条例及び指定管理者の指定についての関係書類を御説明し御審議いただいたところでございます。その審議経過の中で、文言表記の不統一が見られたことから、整理するようにとの御指摘がありました。そのようなことから、西東京市スポーツ施設の指定管理者の指定関係資料の仕様書、基本事業計画書、仮基本協定書については、本日提出させていただきましたように、下線部分を追加・訂正し、市議会12月定例会に上程を行ったところでございます。

追加・訂正内容の1点目としましては、文言整理とページの打ち直しを行いました。2点目としては、指定管理料の組み替えによる管理料に係る訂正であります。御説明をさせていただきたいと思っております。

恐れ入りますが、105ページをお開きください。

105ページは収支計画書の予定額の中の総括表でございますが、その中の収入の部でございますが、指定管理料の18年・19年合計について下線が引いてございます。これについては、下線を引いてありますから訂正をしたということでございますが、訂正については、こちらに記載のとおりでございます。組み替えの主な内容の要因を今回御説明させていただきたいと思っております。

指定管理者制度導入に当たりまして利用料金制をとらないことから、本来市が徴収しなければならない使用料を指定管理者に使用料徴収委託をすることから、スポーツセンターに設置されている使用料収納にかかわる券売機、精算機、入退場機器等保守管理業務の相当経費1,039万5,000円を別委託とするために指定管理者の仕様から外したところがございます。そのようなことから平成18年・19年度の指定管理料からそれぞれを除き、平成18年度2億2,487万2,000円、平成19年度が2億2,576万3,000円、合計4億5,063万5,000円に訂正させていただいたものでございます。

恐れ入りますが、118ページをお開きください。

118ページは基本協定関係でございますが、指定管理料は第25条のとおり、総額を先ほど説明しました4億5,063万5,000円に訂正させていただきました。これは上限額ということでございますので、御理解いただきたいと思っております。このような訂正を行ったところでございますが、また本日御説明を行いました指定管理者の指定関係資料、スポーツ施設条例の一部を改正する条例につきましては、市議会12月定例会に上程を行い、所定の審議を経て議決が得られたことをあわせて御報告いたします。よろしく申し上げます。

竹尾委員長 では、まとめて質疑を行いますので、日程第5 報告事項(2)西東京市障害児教育検討懇談会意見書「通常の学級に在籍する障害のある児童への介助員設置の検討について」の報告をお願いいたします。

富田学務課長 それでは、御説明申し上げます。

お手元の意見書につきましては、御覧いただくように、12月20日に検討懇談会の座長から既に教育長の方にお渡しをいただいた内容でございます。

それでは、あらましを御説明申し上げます。記書き以下を御覧いただきたいと思っております。

通常の学級に在籍する障害のある児童への介助の状況でございます。現状でございます。市教育委員会では、児童が小学校へ就学する際には、学校教育法等関係法令に基づき、就学指導を行っているところでありますが、実際に、障害のある児童が通常の学級に在籍しているという現状があります。

このような現状を鑑みの中で、以下に4点ほど、この制度設計に向けて要望がございます。概要を御説明申し上げますと、まず第1番といたしまして、平成14年及び平成15年に、西東京市議会において介助員を望む旨の陳情が全会一致で計3回採択されています。これが1番目でございます。それから2番目でございます。当該児童の保護者から校長へ、介助員を設置してほしい旨の申し入れがございました。それから3番目でございます。西東京市教育計画(教育プラン21)策定時に寄せられた意見等もあります。それから最後に、下から3行目でございます。また、平成17年2月に就任された、坂口光治市長の政権公約では、小学校の普通学級に通学する障がい児の介助員設置という目標が掲げられていますと。この4点に基づき、今申し上げたような介助員の設置ということの検討を当懇談会の方をお願いした結果でございます。

2番目の検討の経過でございますが、御覧いただくように、第6回から第9回、延べ4回の御審議をいただいた結果でございます。次のページを御覧いただきたいと思っております。

3番といたしまして、検討課題でございますが、(1)から(6)まで検討をいただきま

した。対象者について以下を簡単に結論だけを申し述べたいと思います。

(1)の対象者については、介助が必要とされる児童を対象とするものと考えます。それから(2)の設置日数・時間数について。対象児童の必要とする日数とするものと考えます。それから(3)設置範囲について。対象児童が学校生活で必要とする範囲とするものと考えます。(4)介助員の確保について。募集、登録受付、紹介派遣は主として市教育委員会が行い、募集については保護者も行うものと考えます。また、コーディネートについては、保護者の負担軽減を図るため、市教育委員会が行うものとする意見と、現実的に市教育委員会が行うのは難しいとする意見があります、ということで、ここは両論併記になってございます。それから、(5)の決定機関については、市教育委員会事務局内に決定機関を設置するものと考えます。

最後の費用負担についてでございますが、保護者の費用負担は要しないものと考えますと、都合、六つの具体的な意見をいただいております。

それから最後に附帯意見といたしまして、通常学級の介助員の設置にあたっては、可能なところから速やかに取り組んでいかれることを望みます。また、その実施については、障害のある児童とその保護者、並びに学級の他の児童とその保護者に理解が得られる制度にするものと考えます。さらに、事業に実施にあたっては、厳しい財政状況を鑑みて進めていく必要があるものと考えます、ということで、一番最後に、以上のような点を考慮し、市当局において総合的な判断をされて、持続可能な制度設計をすることを望みます、というふうに結んでいただいております。以上です。

竹尾委員長 以上、報告が終わりました。

指定管理者の指定についてと、今の懇談会の意見書の二つの報告事項につきまして、御質問御意見がございましたら。

角田委員 概算で結構ですが、現在、通常の学級に在籍する障害のある児童は市内で何名ぐらいいらっしゃるのですか。

富田学務課長 常時介助をつけていらっしゃる方が5名です。それから随時が10名ととらえております。以上です。

角田委員 意見なんです、西東京市としても特別支援教育の充実は本当に大変重要なことであると思っております。先日ですが、11月に東小学校、12月に中原小学校の授業を参観いたしました。ここでは特殊教育学級の生徒さんたちが、本当に一人ひとりの障害を踏まえた手厚い指導を受けている。そして、その成果をはっきりと私も感じ取ることができたのですが、通常学級における介助のあり方についても、検討懇談会の意見も大切にしなければいけませんけれども、子どもの障害に合った教育を確保するというためには、やはりこういった学級で専門的な教育が受けられていることを保護者の方にもしっかりと働きかけて、一人ひとりの子どもの教育権を確保してあげたいな、ということを感じました。本当にいい教育がなされておりましたね。以上です。

竹尾委員長 ほかにいかがですか。

大後委員 この意見書にもありますけれども、児童が小学校へ就学する際には、学校教育法等関係法令に基づき、就学指導を行っているところでありますが、とあるんですが、我が

西東京市でも、きょうは就学健診の日だということで伺っていますけれども、先ほどの常時介助が必要な5名の方とか、随時介助が必要な10名の方というのは、就学指導のときはどんな感じだったのか、伺えたらと思うんですが。

富田学務課長 すべてを確認しているわけではありませんけども、今までの例の多くを見ますと、就学指導委員会のいわゆる健診がございまして、その健診を受けない方も多いです。受けた結果、今委員がおっしゃったように就学指導委員会を経て、通級学級、それから固定学級というんですが心障学級、そこで適という、逆にそこに相当するという意味ですが、適となってもそちらを選ばないで、いわゆる通常学級の方に入ってくるというお子様もいます。以上です。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上で報告事項を終わります。

竹尾委員長 日程第6 その他を議題といたします。

教育委員会全般についての質疑を受けたいと思いますが、いかがでございますか。

大後委員 最近不幸なことにいろいろな事件が起こっていますけれども、子どもたちの登下校時の安全について西東京市で特別行ったこととか、それからけさの新聞でしたか。子どもたち同士で事件のことについて話し合っているというような学習を行っている学校の例なども出ていましたけれども、そういうような活動があったら教えていただきたいんですが。

中村統括指導主事 西東京市教育委員会の対応でございますが、この事件後に東京都の教育委員会からの通知を受けるさらに前に、私ども教育委員会として対応させていただいております。

何点が申し上げたいと思いますけれども、まず、御指摘の登下校でございますが、各教職員が学校周辺を巡回する。それから、危険箇所を確認するとか、もう一度通学路等の見直しを図るというような取り組みを行っているところでございます。それからあと、これは各学校に依頼したことでございますが、登下校、特に下校でございますけれども、下校時刻を地域、保護者に伝える等の取り組み。それから、地域の方には下校時の時間帯には家の周辺とかに、掃除とか散歩とか買い物とかに出させていただくというような依頼。また、子ども110番の御家庭に直接御訪問して、協力依頼をするとかさまざまな取り組みをしているところでございます。

また、学習の方でございますけれども、子どもたちが自分たちで危険箇所を確認しながらそれを地図にしていって、地域安全マップに取り組む学校も出てまいりました。さまざまな取り組みがまだあるんでございますけれども、各学校の実態に応じて取り組んでおります。その取り組み状況の結果は、本年度の結果でございますが、12月20日付で、今実態を把握しておりまして、精査はできてはございませんけれども、各学校が実態に応じて取り組んでいるということは御報告できるかと思えます。以上でございます。

竹尾委員長 ほかにございますか。

大後委員 今の説明で心強く伺いましたけれども、確かにこのところ市役所の車をよく道で見かけるので、あれもパトロールかなという感じで心強いと思っています。できるだけ、や

はり西東京市は、市を挙げて子どもたちの安全を守っているんだということを、もっとどんどんアピールできるように、一人ひとりが心がけたいなと私も思っていますので、もっとほかの市ではやっていないようなことも何か考えられたらと思いますので、よろしく願いいたします。

竹尾委員長 ほかに質疑はございませんか。 質疑を終結します。

以上でその他の事項を終わります。

以上をもちまして、平成17年西東京市教育委員会第12回定例会を閉会いたします。どうも御苦労さまでございました。

午 後 3 時 1 2 分 閉 会

西東京市教育委員会会議規則第29条の規定によりここに署名する。

西東京市教育委員会委員長

署名委員